

金城学院大学大学院文学研究科学位（課程博士）審査基準について

金城学院大学大学院文学研究科学位（課程博士）審査規程（以下「審査規程」という。）に基づき、以下の通り学位審査基準を公開する。

学位論文が満たすべき水準および審査項目（「審査規程」別表より）

- (1) 先行研究を踏まえていること。
- (2) 論文の展開が論理的整合性をもち、論拠に妥当性があること。
- (3) 卓越した内容により独創性及び新規性があること。
- (4) 文章表現、書式体裁及び形式は、平明で分かりやすく、適切であること。
- (5) 倫理上の問題がないこと。

審査委員の体制（「審査規程」第5条より）

- 1 学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、次の各号の教員を含む、3名以上の教員を選出して組織する。
 - (1) 申請論文提出者の主指導教員
 - (2) 申請論文提出者の副指導教員
 - (3) 申請論文提出者の所属する専攻以外の専攻の後期課程担当専任教員
- 2 審査委員会の運営のため、主査を置き、主指導教員がこれに当たる。
- 3 審査委員会の委員には、第1項各号の教員に加えて、後期課程担当専任教員以外の金城学院大学及び他大学等の教員等を含むことができる。
- 4 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

審査の方法（「審査規程」第6条より）

- 1 審査委員会は、別表に基づき、申請論文の審査を行い、その後、最終試験を行う。審査は、申請論文を受理したときから、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議決を経て審査期間を延長することができる。
- 2 最終試験は、論文審査が終わった後に、申請論文の内容及び研究者として自立して研究活動を行うに必要な学識と能力について、筆記又は口頭で行うものとする。

金城学院大学大学院文学研究科学位（修士）審査基準について

金城学院大学大学院文学研究科学位（修士）審査及び最終試験に関する規程（以下「審査規程」という。）に基づき、以下の通り学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果（以下「学位論文等」という。）の審査基準を公開する。

学位論文等が満たすべき水準および審査項目（「審査規程」別表より）

（1） 学位申請論文（修士）審査基準

- ① 先行研究を踏まえていること。
- ② 論文の展開が論理的整合性をもち、論拠に妥当性があること。
- ③ 卓越した内容により独創性及び新規性があること。
- ④ 文章表現、書式体裁及び形式は、平明で分かりやすく、適切であること。
- ⑤ 倫理上の問題がないこと。

（2） 専攻が指定する特定課題の研究成果審査基準

- ① 在学中の実践、実技の総時間数が、専攻の定める目安に達していること。
- ② 実践、実技及び研究成果報告書を通じて、自己のキャリアデザインや社会的意義に即した鋭敏な問題意識が認められること。また、それに関する先行研究を踏まえていること。
- ③ 職業として特定課題に関連する業務を行うことが可能な知識と技能を修得していること。
- ④ 研究成果報告書の文章表現、書式体裁及び形式が、平明で分かりやすく、適切であること。
- ⑤ 倫理上の問題がないこと。

審査委員の体制（「審査規程」第4条より）

- 1 審査担当者は、各専攻の推薦を経て、研究科委員会が承認する。
- 2 主査は、原則として申請論文提出者の指導教員が担当し、副査は申請論文提出者の副指導教員が担当する。
- 3 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を審査担当者に含めることはできない。

審査の方法（「審査規程」第5条および別表より）

- 1 審査担当者は、「審査規程」別表に基づき、申請論文又は特定課題の審査及び評価、最終試験の実施及び評価を行う。
- 2 最終試験は、学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果の審査が終わった後に筆記又は口頭で行い、学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果の内容を中心として学識と研究能力について審査する。

金城学院大学大学院文学研究科学位（論文博士）審査基準について

金城学院大学大学院文学研究科学位（論文博士）審査規程（以下「審査規程」という。）に基づき、以下の通り学位審査基準を公開する。

学位論文が満たすべき水準および審査項目（「審査規程」別表より）

- (1) 先行研究を踏まえていること。
- (2) 論文の展開が論理的整合性をもち、論拠に妥当性があること。
- (3) 卓越した内容により独創性及び新規性があること。
- (4) 文章表現、書式体裁及び形式は、平明で分かりやすく、適切であること。
- (5) 倫理上の問題がないこと。

審査委員の体制（「審査規程」第5条より）

- 1 論文博士の学位申請を受理された者の論文に関する学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、次の各号の教員を含む3名以上の教員を選出して組織する。
 - (1) 申請論文の内容と密接な関係をもつ分野を専攻する後期課程担当専任教員
 - (2) 前号以外の研究科後期課程担当専任教員
- 2 審査委員会の運営のため、主査を置き、前項第1号の教員の互選により選出された者がこれにあたる。
- 3 審査委員会の委員には、第1項各号の教員に加えて、後期課程担当専任教員以外の本学及び他大学等の教員等を含むことができる。
- 4 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

審査の方法（「審査規程」第6条より）

- 1 審査委員会は、別表に基づき、申請論文の審査を行い、その後最終試験を行う。
- 2 審査は申請論文を受理したときから、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、文学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議決を経て審査期間を延長することができる。
- 3 最終試験は、論文審査が終わった後に、申請論文の内容及び専攻分野の科目並びに外国語について口頭又は筆記で行い、研究者として自立して研究活動を行うに必要な能力について、審査するものとする。ただし、外国語試問については、臨時に審査委員会委員以外の研究科教員に試問を委嘱することができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の最終試験のうち、専攻分野の科目並びに外国語の一部又は全部を免除することができる。
 - (1) 後期課程において必要な研究指導を受けた者
 - (2) 後期課程を中途退学した者
 - (3) 修士の学位を取得した者

金城学院大学大学院人間生活学研究科学位（課程博士）審査基準について

金城学院大学大学院 人間生活学研究科 学位（課程博士）審査規程（以下「審査規程」という。）に基づき、以下の通り学位審査基準を公開する。

学位論文が満たすべき水準および審査項目（「審査規程」別表より）

- (1) 研究目的・内容・表現に、的確性、明確性及び充実性があること。
- (2) 先行研究を踏まえ、卓越した内容により独創性・新規性があること。
- (3) 論文の展開が論理的整合性をもち、論拠に妥当性があること。
- (4) 学術的に当該学問分野の有益性が認められ、社会への貢献が期待されること。
- (5) 研究方法やその結果に、適切性、妥当性、合理性及び客観性があること。
- (6) 研究が完結し、目標を達成していること。
- (7) その他、以下の各要点も審査要件とする。
 - ・論文題目（タイトル）及び要旨が適切であること。
 - ・表現や形式は、平明で分かりやすく、適切であること。
 - ・図表等の作成に不備などが認められないこと。
 - ・倫理上の問題がないこと。

審査委員の体制（「審査規程」第7条より）

- 1 学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、次の各号の教員を含む、3名以上の教員を選出して組織する。
 - (1) 申請論文提出者の主指導教員
 - (2) 申請論文提出者の副指導教員
 - (3) 申請論文提出者の所属する専攻の分野の異なる後期課程担当専任教員
- 2 審査委員会の委員長は主査が担当し、運営を行う。
- 3 審査委員会の委員には、第1項各号の教員に加えて、後期課程担当専任教員以外の金城学院大学及び他大学等の教員等を含むことができる。
- 4 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

審査の方法（「審査規程」第6条、第8条より）

- 1 審査委員会は、申請論文提出期限の1ヵ月前までに、提出予定申請論文の予備審査を行う。
- 2 審査委員会は、審査規程別表に基づき、申請論文の審査および最終試験を行う。
- 3 最終試験は、申請論文の内容を中心として、学識と研究能力について審査する。

金城学院大学大学院人間生活学研究科学位（修士）審査基準について

金城学院大学大学院 人間生活学研究科 学位（修士）審査及び最終試験に関する規程（以下「審査規程」という。）に基づき、以下の通り学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果（以下「学位論文等」という。）の審査基準を公開する。

学位論文等が満たすべき水準および審査項目（「審査規程」別表より）

（1） 学位申請論文（修士）審査基準

- ① 研究目的、内容及び表現に、的確性、明確性及び充実性があること。
- ② 先行研究を踏まえ、卓越した内容により独創性があること。
- ③ 論文の展開が論理的整合性をもち、論拠に妥当性があること。
- ④ 学術的に当該学問分野の有益性が認められ、社会への貢献が期待されること。
- ⑤ 研究方法やその結果に、適切性、妥当性及び合理性があること。
- ⑥ 研究が完結し、目標を達成していること。
- ⑦ その他、以下の点も審査要件とする。
 - ・論文題目（タイトル）及び要旨が適切であること。
 - ・表現や形式は、平明で分かりやすく、適切であること。
 - ・図表等の作成に不備などが認められないこと。
 - ・倫理上の問題がないこと。

（2） 専攻が指定する特定の課題の研究成果の審査については、前項①～⑦のいずれかに因らない場合も認める。

審査委員の体制（「審査規程」第4条より）

- 1 学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、有資格者の教員等による主査1名副査2名をもつて構成する。審査委員は専攻委員会において専任し、研究科委員会で報告する。
- 2 主査は、原則として申請論文又は特定課題提出者の主指導教員が担当し、副査のうち1名は、申請論文又は特定課題提出者の副指導教員、又は専門分野の近い金城学院大学教員が担当する。副査の他の1名は、専門分野は問わず、また必要により本学、又は他大学等の教員等とすることができる。
- 3 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を審査担当者に含めることはできない。

審査の方法（「審査規程」第5条、第6条および別表より）

- 1 審査委員会は、申請論文又は特定課題提出期限の1カ月前までに、論文提出予定者の提出予定論文及び口述発表に基づく予備審査を行う。

- 2 審査委員会は、審査規程別表に基づき、申請論文又は特定課題の審査及び評価、最終試験の実施及び評価を行う。
- 3 最終試験は、口述により行い、学位申請論文（修士）又は専攻が指定する特定課題の研究成果の内容を中心として学識と研究能力について審査する。

金城学院大学大学院人間生活学研究科学位（論文博士）審査基準について

金城学院大学大学院 人間生活学 研究科学位（論文博士）審査規程（以下「審査規程」という。）に基づき、以下の通り学位審査基準を公開する。

学位論文が満たすべき水準および審査項目（「審査規程」別表より）

- (1) 研究目的、内容及び表現に、的確性、明確性及び充実性があること。
- (2) 先行研究を踏まえ、卓越した内容により独創性及び新規性があること。
- (3) 論文の展開が論理的整合性をもち、論拠に妥当性があること。
- (4) 学術的に当該学問分野の有益性が認められ、社会への貢献が期待されること。
- (5) 研究方法やその結果に、適切性、妥当性、合理性及び客観性があること。
- (6) 研究が完結し、目標を達成していること。
- (7) その他、以下の各点も審査要件とする。
 - ・論文題目（タイトル）及び要旨が適切であること。
 - ・表現や形式は、平明で分かりやすく、適切であること。
 - ・図表等の作成に不備などが認められないこと。
 - ・倫理上の問題がないこと。

審査委員の体制（「審査規程」第6条より）

- 1 学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、3名以上の有資格者の教員等を選出して組織する。
 - (1) 主査は、原則として専門分野若しくは専門分野の近い後期課程担当教員とする。
 - (2) 審査委員会は、後期課程担当専任教員以外の本学及び他大学等の教員等を含むことができる。
- 2 審査委員会の委員長は、主査が担当し、運営を行う。
- 3 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

審査の方法（「審査規程」第7条より）

- 1 審査委員会は、審査規程別表に基づき、学力（大学院の博士課程を修了した者と同等以上）の確認、申請論文の審査および公開での発表会を含めた最終試験を行う。
- 2 審査は申請論文を受理したときから、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、人間生活学 研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議決を経て審査期間を延長することができる。

- 3 学力の確認は、申請論文に関連する分野の科目及び外国語（原則として1ヵ国語）について筆答又は口述の試問により行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、筆答又は口述の試問を省略することができる。
- 4 論文の審査は、審査規程別表のうち、学位申請論文の審査基準に基づき審査する。
- 5 最終試験は、審査規程別表のうち、最終試験の実施要領に基づき、申請論文の内容を中心として、学位申請者の学識と研究能力について審査する。